



10月からお薬代があがる？！

10月から医薬品の自己負担の新たな仕組み「長期収載品の選定療養」が始まります。

「**長期収載品**」とは、販売から一定期間が経過し、後発医薬品への切替えが進んだ「先発医薬品」を指します。

「**選定療養**」とは、患者さんが自ら追加費用の支払いを選択できる、予め定められた特別な料金を指します。

例えば、差額ベッド代や紹介状なしの大病院受診などがあります。

<新たな仕組みのポイント>

1. 患者さんの希望で後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を選択した場合は、「選定療養（患者さんの負担）」の対象となります
2. 「選定療養」の対象は、①後発品発売後5年以上経過した医薬品、②後発品置換え率が50%以上の医薬品です。
3. 「長期収載品」の1095品目が、「選定療養」の対象になっています。
4. 長期収載品の薬価と最も高い後発品の薬価との価格差の4分の1相当を「選定療養」として医療保険の患者さん負担と合わせて支払うこととなります。
5. 選定療養の部分には、10%の消費税が課税されます。

当院では土曜日も終日外来診療を行っております。ご利用ください。

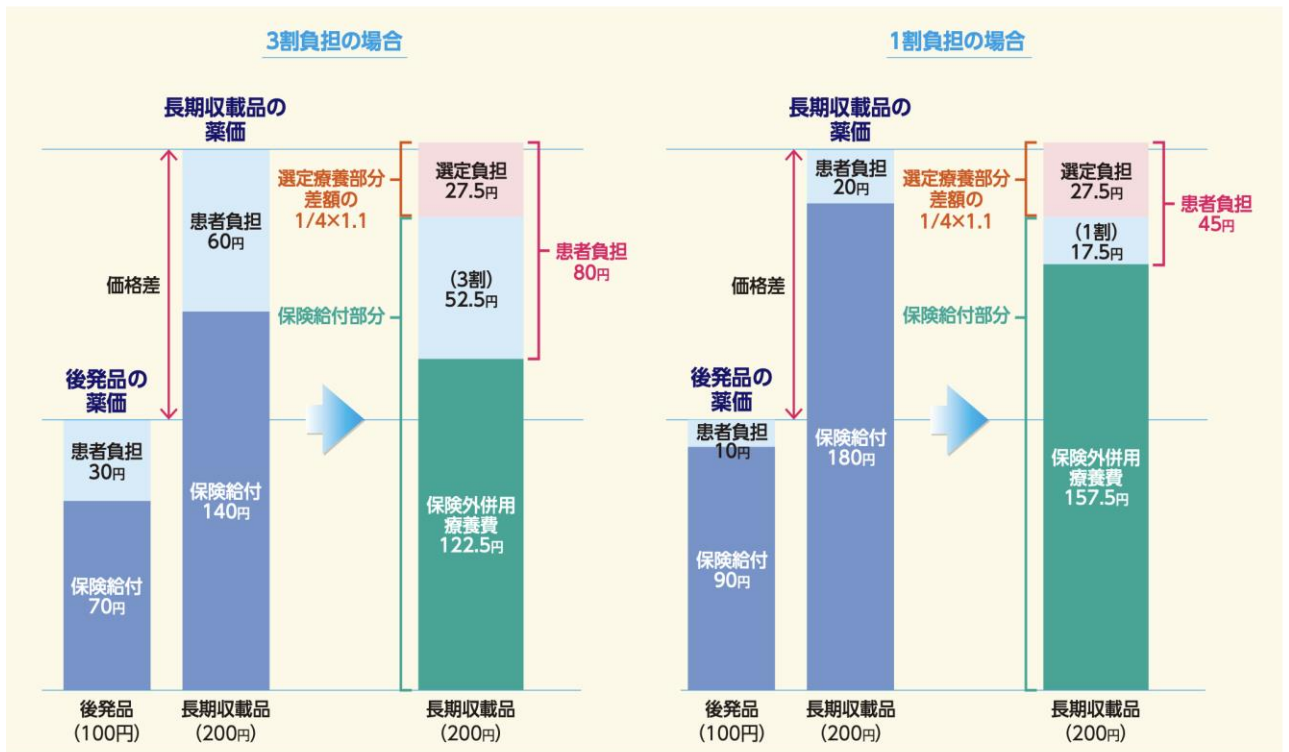
診療受付時間

月曜～土曜 AM8:30～11:30 PM1:00～4:00

10月からお薬代があがる？！

＜自己負担のイメージ＞

- ・先発医薬品が200円、後発医薬品が100円の場合、
3割負担では、60円の自己負担が80円になり、
1割負担では、20円の自己負担が45円になります。



令和5年12月15日 中医協総会資料「長期収載品その3」一部改変

ご不明な点などは、いつも利用されている調剤薬局にお問い合わせください。

9月休診のご案内

診療科	医師名	休診日
消化器内科	勝見 直也	6日(金)・11日(水)
内科	田村 浩男	13日(金)・14日(土)・17日(火)
整形外科 リウマチ科	河路 秀巳	17日(火)・18日(水)

